

《主なヤングケアラー支援事業について》

○支援対象児童等見守り強化事業

- ・支援が必要と認められる児童のいる家庭に対して、2週間に1回の頻度で訪問し、食料や日用品をお届けします。生活状況の改善に向けて、一緒に考え、対応していきます。

※利用にあたって

- ・利用に関しては、まずは、臼杵市子ども子育て課へのご相談をお願い致します。
- ・相談受理後、原則として臼杵市が利用の必要性があると判断した際に、本事業の利用の開始となります。
- ・利用期間は、原則3ヶ月以内の利用です。



○子育て世帯訪問支援事業

- ・家事・育児等に不安を抱えている家庭や養育について不安を感じられている妊産婦の方がいる家庭等に対して、ヘルパーを派遣し、家事支援（洗濯、掃除等）や育児・養育支援（育児のサポート、宿題の見守り、外出時の補助等）を実施します。

※利用にあたって

- ・利用に関しては、まずは、臼杵市子ども子育て課へのご相談をお願い致します。
- ・利用期間は原則として6か月以内です。
- ・利用頻度について、1か月あたりの上限があります。
- ・利用者負担額は、生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税所得割課税額77,101円未満世帯の方は0円です。その他世帯は、1回（1時間）につき、1,600円の負担金が発生します。

○上記2事業の利用に際して、利用される方のニーズの確認や利用計画を立てる等の必要があるため、原則として、担当者との面談や家庭訪問等を行いますので、ご了承ください。



問合せ先

臼杵市子ども子育て課

子育て支援グループ：狩生

電話：0972-86-2716